

平成 30 年度
座間味村平和・未来プロジェクト事業

企画提案募集要項

平成 30 年 6 月

I 概要

(1) 事業名

平成 30 年度 座間味村平和・未来プロジェクト事業委託

(2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

＜担当部局＞

総務・福祉課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-896-4045

F A X 098-987-2004

(3) 事業の目的

本事業は調査・情報収集、ツール・コンテンツの製作、平和発信イベント等の実施を 3 年間かけて行うものである。

初年度である平成 30 年度は、本村における平和学習の推進や歴史・文化遺産の保存継承を目的に調査をすすめ、後世に残る資料の集約を図る。デジタル資料、書籍・文献等の収集に加え、当時を知る住民等の証言なども幅広く収集し、現地におけるフィールドワークを合わせて行うことでより正確な情報の整理を行うことを目的とする。

(4) 事業の内容

提案が採用された事業者は、その提案を基に調査・収集を行い、成果物を納品する。

(5) 業務の範囲

1) 基礎調査・情報収集

- ・現地調査・フィールドワーク

村内での調査及び必要に応じて村外での調査

- ・現存資料の収集

村に関する書籍・映像・データの収集、当時使用していた民具等の収集

2) 委託事業全体を統括する担当者 1 名の配置

3) 成果物の提出

- ・撮影した写真・映像についてはジャンルを分け整理し、ハイビジョン画質で Blu-Ray と DVD を各 2 部ずつ納品

※写真・映像については一般的に編集しやすい形式のものとする。

※撮影した写真・映像の著作権は座間味村にあるものとし、映像の使用、貸出等の権限はすべて座間味村がもつものとする

4) 報告書の作成

- ・紙媒体で 2 部及び記録媒体で 2 部

5) 座間味村役場と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

(8) 成果物、報告書の引渡し

事業者は平成 31 年 3 月 9 日までに、村に引渡す。

II 事業者の募集及び選定のスケジュール

(1) 意思表明書の提出

- ・ 日時 平成 30 年 7 月 9 日（月） 17 時まで（当日必着）
- ・ 場所 座間味村役場 総務・福祉課
- ※ 提出意思表明書を郵送または窓口にて提出すること。
- ※ 参加を辞退する際には、速やかに辞退届（別紙様式 9）を提出すること。

(2) 質問書の受付

- ・ 日時 平成 30 年 7 月 9 日（月） 17 時まで受付
- ※ 質問は文章を持って行き、質問書（別紙様式 1）を提出すること。
- ・ F A X 可 F A X : 098-987-2004

(3) 提案書の提出

- ・ 日時 平成 30 年 7 月 9 日（月） 17 時まで ※当日必着
- ・ 場所 座間味村役場 総務・福祉課
- ※部数は 6 部とし、内 5 部については企業名等を記載しない。
- ※ 郵送または窓口にて提出すること。
- ※企画提案者が多数の場合は書面による 1 次審査を行い、上位 5 社（団体）程度を選定する

(4) プレゼンテーション等の日時

- ・ 日時 平成 30 年 7 月 13 日（金） ※時間等については、後日連絡します。
- ・ 場所 座間味村役場
- ※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。
- ※当日持参するものは、スライドの紙ベースの資料 6 部、ノートパソコン。
- ※上記の資料 6 部の内、5 部は企業名等を記載しないこと。また、プレゼンテーションの際にも企業名等が出ないこと。
- ※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。
- ※出席者は 1 事業者あたり 3 名以内とする。
- ※所要時間については、各事業者 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）

(5) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

(6) 審査結果の公表

- ・ 日時 平成 30 年 7 月 17 日 (火)
- ・ 審査結果の公表

審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

(7) 契約等について

- ①事業者と速やかに基本協定を締結する。

Ⅲ 応募条件等

(1) 応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たしている事。

- ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 参加意思表明書提出期日以前 3 カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づき破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④ 最近 1 年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（別紙様式 2）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・ 会社案内
- ・ 財務諸表（直近 1 年分）
- ・ 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年分）

(3) 応募に関する留意事項

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は、1 つの提案しかできない。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。

- ⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるものとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。
- ⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

IV 提案について

(1) 提出書類

提案は、次に上げる書類をもって行うものとする。

企画提案書

(別紙)

(2) 提出方法

提出部数は6部持参すること。(内5部は企業名等を記載しないこと)

サイズはA4縦で、書類は必ずダブルクリップ等で留めること。(ホチキス不可)